大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営 支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成26年1月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
  - イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - イオンタウン鹿島台
  - 大崎市鹿島台木間塚小谷地259-1
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 イオンタウン株式会社 代表取締役社長 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 4 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ロックタウン鹿島台	イオンタウン鹿島台

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後
ロック開発株式会社	イオンタウン株式会社
代表取締役社長 大門 淳	代表取締役社長 大門 淳
東京都千代田区神田佐久間河岸67番	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ南東北株式会社	マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役社長 山田寛人	代表取締役社長 山田寛人
仙台市青葉区中央三丁目3番3号	仙台市青葉区中央三丁目3番3号

	T
ジャスフォート株式会社	株式会社マックハウス
代表取締役 本田進	代表取締役社長 白土孝
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社鐘崎	株式会社鐘崎
代表取締役社長 吉田久武	代表取締役社長 吉田久武
仙台市若林区鶴代町6-65	仙台市若林区鶴代町6-65
株式会社大創産業	株式会社大創産業
代表取締役社長 矢野博丈	代表取締役社長 矢野博丈
広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
ホーマック株式会社	ホーマック株式会社
代表取締役社長 石黒靖規	代表取締役社長 石黒靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
株式会社三城	株式会社三城
代表取締役社長 多根幹夫	代表取締役社長 加賀純一
東京都中央区日本橋室町二丁目4番2号	東京都港区港南四丁目1番8号
メルシーアキヤマ株式会社	メルシーアキヤマ株式会社
代表取締役 秋山茂夫	代表取締役 秋山茂夫
登米郡東和町米谷字元町19番地	登米市東和町米谷字元町19番地
株式会社チョダ	株式会社チョダ
取締役社長 舟橋政男	代表取締役社長 舟橋政男
東京都杉並区成田東四丁目39番8号	東京都杉並区成田東四丁目39番8号
株式会社タカラブネ	株式会社やまや
代表取締役社長 新開純也	代表取締役社長 山内英靖
京都府久世郡久御山町大字狭山小字双栗37番地の1	仙台市宮城野区榴岡三丁目7番35号
お茶の井ヶ田株式会社	三菱商事石油株式会社
代表取締役社長 今野克二	取締役社長 松本雄一
仙台市青葉区大町二丁目7番23号	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
本多正幸	
福島県郡山市鶴見坦一丁目6番32号	
株式会社菓匠三全	
代表取締役社長 田中裕人	
柴田郡大河原町大谷字保料前18番	
株式会社たいわんや	
代表取締役社長 香川源一	
志田郡鹿島台町平渡字銭神170番地の1	
有限会社ふとんの伊藤	
代表取締役社長 伊藤祐機	
志田郡鹿島台町広長字内の浦140番地	
佐々木 登	
志田郡鹿島台町平渡字西銭神20番地の3	
板林 秀男	
志田郡鹿島台町平渡字銭神16番地の2	

照井 良子 志田郡鹿島台町平渡字佐野前3番地の1	
小畑 義克 遠田郡涌谷町字本町 6 9番地	
有限会社吉村米治商店 代表取締役社長 吉村一郎 志田郡鹿島台町平渡字東銭神62番地 浜野 和夫 仙台市若林区上飯田一丁目9番45号	
今野 たかぢ 志田郡鹿島台町大迫字川前120番地	

## 5 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成23年9月1日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 平成23年9月1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成23年7月1日

6 届出年月日

平成25年12月20日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課,宮城県県政情報センター,大崎地方県政情報 コーナー及び大崎市役所

8 縦覧期間

平成26年1月15日から平成26年5月15日まで(ただし、閉庁日を除く。)

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」 (経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。